（その1）



収支報告書

令和　7　年分
（令和　年　月　日開催分）

（ふりがな）
1 政治団体の名称　よしだ ともよ こうえんかい　吉田とも代後援会

2 主たる事務所の所在地　徳島県徳島市住吉2-1-10

3 代表者の氏名　吉田　知代

4 会計責任者の氏名　吉田　知代

事務担当者の氏名

吉田　知代

（電話）　090-5398-2288

（電話）

（電話）



政治団体の区分	
□ 政党	□ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
□ 政党の支部	☑ その他の政治団体
□ 政治資金団体	□ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☑ 2以上の都道府県の区域等	□ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☑ 有	
□ 無	
公職の種類	衆議院議員（候補者）
資金管理団体の届出をした者の氏名	吉田　知代

国会議員関係政治団体の区分	
☑	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☑	政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
□	政治資金規正法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名等	吉田　知代
公職の種類等	衆議院議員（候補者）

資金管理団体の指定の期間	
令和　年　月　日から	
令和　年　月　日まで	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
令和　年　月　日から	
令和　年　月　日まで	

105750

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額・・・

（その６）

(6) その他の収入		
摘　　要	金　　額	備　　考
この頁の小計	0	
１件１０万円未満のもの	5,922	
合　　計	5,922	

（注）　１件10万円以上の収入は個別に記載し、10万円未満の収入は一括して「１件10万円未満のもの」欄に記載してください。「１件10万円未満のもの」と「合計」は最終頁に記載してください。

（その７）

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考
この頁の小計	0				
その他の寄附	63,000				
合計	63,000				

(注１) 同一者からの年間５万円超（５万１円以上）の寄附は個別に記載してください。
(注２) 同一者から複数回寄附を受けた場合は、寄附をした者（団体等）ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れてください。
(注３) 「その他の寄附」と「合計」の欄は、個人、法人その他の団体又は政治団体の寄附者の区分ごとに、最後の頁に記載してください。
(注４) 同一本部・支部（選管等へ届出たものに限る）からの寄附や交付金は、（その５）に記載してください。

（その７）

(7) 寄附の内訳						寄附者の区分	政治団体	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金額	年	月	日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考	
徳島維新の会	600,000	7	12	19	徳島県徳島市住吉2丁目1－10	浦野　靖人		
この頁の小計	600,000							
その他の寄附	0							
合計	600,000							

（注１）同一者からの年間５万円超（５万１円以上）の寄附は個別に記載してください。
（注２）同一者から複数回寄附を受けた場合は、寄附をした者（団体等）ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れてください。
（注３）「その他の寄附」と「合計」の欄は、個人、法人その他の団体又は政治団体の寄附者の区分ごとに、最後の頁に記載してください。
（注４）同一本部・支部（選管等へ届出たものに限る）からの寄附や交付金は、（その５）に記載してください。

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考
1 経常経費		
(1) 人件費	21,770	
(2) 光熱水費	0	
(3) 備品・消耗品費	178,500	
(4) 事務所費	611,680	
小計	811,950	
2 政治活動費		
(1) 組織活動費	598,908	
(2) 選挙関係費	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	8,250	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	
イ 宣伝事業費	8,250	
ウ 政治資金パーティー開催事業費		
エ その他の事業費	0	
(4) 調査研究費	230,250	
(5) 寄附・交付金		
(6) その他の経費	0	
小計	837,408	
合計	1,649,358	

願により訂正		
会計責任者	年月日	内容
富	R8.9.7	会計追記

（その14）

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分			備品・消耗品費		
支出の目的	金額	年月日			支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
パソコン代	178,500	7	3	31	株式会社エディオン	大阪府大阪市北区中之島二丁目3番33号	
この頁の小計	178,500						
その他の支出	0						
合計	178,500						

（注１）資金管理団体は、５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注２）国会議員関係政治団体は、１万円超（１万１円以上）の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注３）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分ごとに、最後の頁に記載してください。

（その14）

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	事務所費		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
自動車リース代	46,100	7 1 27	プレミア株式会社	東京都港区虎ノ門2-10-4 オークラプレステージタワー19階	微難
自動車リース代	46,100	7 2 27	プレミア株式会社	東京都港区虎ノ門2-10-4 オークラプレステージタワー19階	微難
自動車リース代	46,100	7 3 27	プレミア株式会社	東京都港区虎ノ門2-10-4 ｵｰｸﾗﾌﾟﾚｽﾃｰｼﾞﾀﾜｰ19階	微難
自動車リース代	46,100	7 4 28	プレミア株式会社	東京都港区虎ノ門2-10-4 ｵｰｸﾗﾌﾟﾚｽﾃｰｼﾞﾀﾜｰ19階	微難
自動車税	34,500	7 5 23	東京都都税総合事務センター	東京都練馬区豊玉北6-13-10	
自動車リース代	46,100	7 5 27	プレミア株式会社	東京都港区虎ノ門2-10-4 オークラプレステージタワー19階	微難
政治資金監査報酬	22,000	7 6 2	栗原税理士事務所	東京都台東区上野5－23－4	
自動車リース代	46,100	7 6 27	プレミア株式会社	東京都港区虎ノ門2-10-4 オークラプレステージタワー19階	微難
自動車リース代	46,100	7 7 28	プレミア株式会社	東京都港区虎ノ門2-10-4 オークラプレステージタワー19階	微難
自動車リース代	46,100	7 8 27	プレミア株式会社	東京都港区虎ノ門2-10-4 オークラプレステージタワー19階	微難
自動車リース代	46,100	7 9 29	プレミア株式会社	東京都港区虎ノ門2-10-4 オークラプレステージタワー19階	微難
自動車リース代	46,100	7 10 27	プレミア株式会社	東京都港区虎ノ門2-10-4 オークラプレステージタワー19階	微難
自動車リース代	46,100	7 11 27	プレミア株式会社	東京都港区虎ノ門2-10-4 オークラプレステージタワー19階	微難
自動車リース代	46,100	7 12 29	プレミア株式会社	東京都港区虎ノ門2-10-4 オークラプレステージタワー19階	微難
この頁の小計	609,700				
その他の支出	1,980				
合計	611,680				

（注１） 資金管理団体は、５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注２） 国会議員関係政治団体は、１万円超（１万１円以上）の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注３） 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分ごとに、最後の頁に記載してください。

（その15）

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分			組織活動費（組織対策費）		
支出の目的	金額	年月日			支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
飲食代	21,340	7	4	16	有限会社うめ丸	南あわじ市阿那賀1137－9	
商品代	28,945	7	5	1	株式会社トアロードデリカテッセン	神戸市中央区北長狭通2－6－5	
飲食代	13,299	7	6	16	株式会社かに道楽　十三店	大阪府大阪市中央区西心斎橋2－9－16	
飲食代	14,010	7	6	28	ホルモン焼肉ぶち　阿佐ヶ谷店	杉並区阿佐ヶ谷2－1－6	
飲食代	38,480	7	7	4	寛	大阪市中央区東心斎橋1-9-19 ミトオリアートビル2F	
飲食代	15,708	7	8	20	株式会社　第一興商	東京都品川区北品川5－5－26	
飲食代	21,703	7	8	25	阿波食堂おにかい	徳島県徳島市両国本町2丁目16	
飲食代	11,363	7	11	22	パームビーチ糸島	福岡市西区西浦286	
飲食代	13,640	7	11	23	波平	福岡市西区西浦286－ｃ	
飲食代	18,403	7	12	8	CIRO	明石市本町1－17－3	
飲食代	11,826	7	12	9	菊水鮓	明石市桜町11番6号	
飲食代	18,150	7	12	26	風　かぜ	芦屋市川西町3－21	
飲食代	19,206	7	12	27	徳島甲羅本店	徳島市川内町大松236－1	
	246,073						
	352,835						
	598,908						

願により訂正		
会計責任者	年月日	内容
[illegible]	R8.9.7	項目別区分の小分類追記

（その15）

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	宣伝事業費（宣伝広報費）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
この頁の小計	0				
その他の支出	8,250				
合計	8,250				

（注１）　５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注２）　国会議員関係政治団体は、１万円超（１万１円以上）の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注３）　「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分ごとに、最後の頁に記載してください。

願により訂正		
会計責任者	年月日	内容
宮	R8.9.7	項目別区分の小分類追記

（その15）

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分			調査研究費（研修会費）		
支出の目的	金額	年月日			支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
資料購入代	30,250	7	3	12	株式会社キャリカレ	広島市安佐南区八木一丁目15番5号	
研修代	200,000	7	8	27	株式会社はこぶね	東京都世田谷区桜新町1－36－24	
この頁の小計	230,250						
その他の支出	0						
合計	230,250						

（注１） ５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注２） 国会議員関係政治団体は、１万円超（１万１円以上）の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注３） 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分ごとに、最後の頁に記載してください。

(その17)

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

※有無について☑してください。　　(注) 有に☑の場合は「項目別区分」ごと（その18）が必要です。

(その20)

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

① 領収書等の写し

2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

③ 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 8 年 6 月 19 日

政治団体の名称　吉田とも代後援会

会計責任者の氏名　吉田　知代　印

代表者の氏名（代表者については解散時のみ記入すること）

印

（注１）「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署してください。
（注２）「代表者の氏名」欄は、解散する場合に、解散する年の最後の収支報告書にのみ記載してください。

政治資金監査報告書

令和８年６月15日

吉田とも代後援会
代表　吉田　知代　殿

登録政治資金監査人　栗原俊行
登　録　番　号　第　5878　号
研修終了年月日　令和４年２月18日

１　監査の概要

（１）　私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第１項の規定に基づき、吉田とも代後援会の令和７年に係る法第12条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）　この政治資金監査は、法第19条の13第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）　私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）　この政治資金監査は、吉田とも代後援会の主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると登録政治資金監査人栗原俊行が判断したため、登録政治資金監査人栗原俊行の主たる事務所（東京都台東区上野５丁目23番地４号おかじビル３階）において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）　法第19条の13第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書が保存されていた。

（２）法第19条の13第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会

議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3）法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（4） 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3　業務制限

吉田とも代後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、吉田とも代後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従事者との間においても、同様である。

以　上